

黎明期の青島労働運動

——一九二五年の青島在華紡争議について——

高 綱 博 文

- 一 は じ め に
 - 二 青島在華紡における資本と賃労働
 - (一) 青島在華紡の發展
 - (二) 青島在華紡労働者の状態
 - 三 第一次・青島在華紡争議
 - (一) 争議の發生
 - (二) 争議の擴大
 - (三) 工會
- 一 は じ め に
 - 四 第二次・青島在華紡争議
 - (一) 中國共產黨の闘争方針
 - (二) 工會による新たな闘争
 - (三) 争議への對應
 - (四) 争議への彈壓
 - 五 お わ り に

一九二五年に山東省青島の在華紡（在中國日本紡績工場）で發生した争議は、「五・三〇運動の序幕」⁽¹⁾として注目されてきた。それは主として日本帝國主義に對する民族闘争の一環として捉えられてきており、労働争議としての意義は見落とされてきたといつてよい。筆者は半植民地中國における労働運動の特質は反帝民族闘争を擔うところにあるとする既存の視角からはこの争議の獨自性は充分あきらかにすることはできないと考える。本稿は青島在華紡争議が奉天派軍閥の武力

彈壓に逢つて敗北する「五・二九」慘案までの経緯を記述し、あわせて爭議分析を行つて爭議の性格とそれを規定した主體的・客觀的諸條件を究明せんとするものである。⁽²⁾

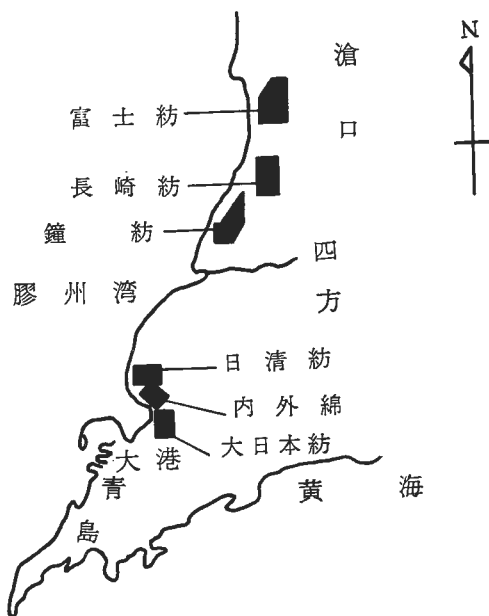
本稿の爭議分析の基本視角は以下のとおりである。第一に、この爭議を勞働爭議分析の枠組によつて把握し、勞働爭議の發生基盤である青島在華紡の資本・賃勞働關係に注目する。⁽³⁾第二に、これまでの研究が暗黙の前提としていたと思われる日本帝國主義・在華紡資本家・奉天派軍閥對中國共產黨・在華紡勞働者という對立圖式によるのではなく、爭議經過を勞使對立を基軸とした諸勢力の辯證法的展開過程として捉える。第三に、階級闘争たる勞働運動をア・プリオリに反帝民族運動と等置するのではなく、兩者を現實の政治過程において一定の矛盾・緊張關係を持つものとして捉え、その上でプロレタリア・ヘゲモニーによる反帝民族運動の激化を革命戰略とする中國共產黨のこの爭議に對する指導のあり方を検討する。⁽⁴⁾

二 青島在華紡における資本と賃勞働

(一) 青島在華紡の發展

山東省青島は一九一四年から日本帝國主義の支配するところとなった。日本當局は青島の經濟的發展を期すための産業誘致策として青島市郊外の四方と滄口を工業地帯に指定し土地を買収して民間企業に安く貸下げる政策をとつた。⁽⁵⁾この土地の貸下げによる青島における在華紡工場の設立は、一九一六年七月内外綿株式會社が四方に紡機二萬錠を据附けたのを嚆矢とする（一八年一月操業開始）。續いて二年十月四方に大日本紡績株式會社、滄口に富士瓦斯紡績株式會社、二二年三月滄口に長崎紡績株式會社、二三年四月四方に日清紡績株式會社、滄口に上海製造絹糸株式會社の各工場が順次設立され、青島市郊外の四方・滄口は寂寞たる寒村より一躍近代的な工業地域へと變貌した⁽⁶⁾（第一圖及び第一表を参照）。

(第1圖) 〔青島における「在華紡」6社地域圖〕



(第1表) 〔青島における在華紡の概況〕

(1925年現在)

會社名	中國名	所在地	操業年月	代表取締役	資本金 (萬圓)	錠 數	織機臺數	勞働者數
内外綿株式會社	内外紗廠	四 方	1918・1	佐々木國藏	1,600	63,200	—	3,700
大日本紡績株式會社	大康紗廠	四 方	1921・10	倉田敬三	5,100	57,152	—	3,785
日清紡績株式會社	隆興紗廠	四 方	1923・4	綿貫明永	1,100	20,600	—	970
上海製造絹糸株式會社	鐘淵紗廠	滄 口	1923・4	神崎昌太	1,000	41,174	865	3,359
富士瓦斯紡績株式會社	富士紗廠	滄 口	1922・11	友田久雄	4,520	31,360	—	2,100
長崎紡績株式會社	寶來紗廠	滄 口	1922・11	漢城猷一	538	19,968	—	1,092

註：「青島ニ於ケル華人勞働者待遇狀態」，12～18頁，
在上海商務書記官報告，1925年10月。

一九二二年末青島は中國に還付され、一時は在華紡經營者を非常に狼狽させたというが、製品の需要が漸次増大するとともに企業經營上の不安も次第に除去されていった。その後、青島在華紡の發展は著しく、從來青島港に輸入されてきた日本糸・インド糸を驅逐し、また天津糸の販路を蠶食して、上海糸に肉薄するに至った。⁽⁷⁾一九二五年四月の青島在華紡六社の運轉鍾數は合計二三四、二五四鍾であり、同年の綿糸生産は一箇月平均一三、八一七捆にも及ぶという盛況に達した。⁽⁸⁾當時の青島在華紡の營業狀態の模様は次のようであった。

《内外綿》同社は沿線（膠濟鐵道——引用者）一帯の支那人の常用する糸に主力を注ぎ言はば事業は糸本位であるが今期に於ける同社配當は未だ財界不況の折柄にも拘わらず三割強の巨額に達した。《富士紡》操業以來僅々三年有餘經營最もよろしきを得て製品の市場供給は一般需要力を満たす能はざる底の現情にあり。……當工場は内地各分工場を通じて成績高位にあること勿論、かの關東震災に巨額の災害を蒙った東京静岡等の工場復舊失損補填に巨額を投じ……本社の各分工場を通ずる全般的成績からすれば黃金工場たるべく利益平均五、六割は普通となるだろうか。《長崎紡》需要額は逐次激増して現在の生産額では到底需要に應ずべくもない所から同社は八萬鍾に増鍾を計畫中……同社の商勢は更に擴大するであろう。⁽⁹⁾

このように青島在華紡は上海在華紡が不況に喘いでいたのとは對照的に市場景氣も良好であり、巨大な利潤を生みだす「黃金工場」として好況を享受していた。中でも鐘紡は「異域に在て尙克く王國の名を恣にする」といわれたように特に經營が安定していた。⁽¹¹⁾

青島在華紡の上海在華紡に對する經營上の優位性は何よりも生産コストの安さに起因した。すなわち一九二五年の青島と上海における綿糸一俵に要するコストを見ると、大體一六番手で青島一九兩・上海二五兩、二〇番手で青島二四兩・上海三〇兩と大きなひらきがあった。青島においてこうした低コストが可能となった主な理由は、青島紡績労働者の低劣な労働條件——上海よりも約二五%低い賃銀に求められた。⁽¹²⁾

青島は一九二〇年代に入つての日本紡績資本の急激な進出によつて、二五年にはすでに華北第一の紡績業地となつてゐた。青島紡績業の特徴的な點はそれがほとんどすべて在華紡によつて占められ、民族紡は僅か三〇、〇〇〇錘の華新紡績有限公司一社のみであつたことである。以上のような二〇年代前半の青島紡績業の飛躍的發展は、一方で青島における紡績賃労働の急速な集積をもたらすものであつた。

(二) 青島在華紡労働者の状態

青島在華紡各社の労働者数は第一表に示しておいたが、當時六社合計約一五、〇〇〇名の労働者が就業してゐた。その労働力構成を見ると紡績業の中心工程である粗紡・精紡・総部に労働者の七〇%以上が集中しており、それらの労働者は「機間工」と呼ばれ、男子若年労働者が大部分を占めていた。労働者の性別構成は、男子労働者九四%、女子労働者六%である。年齢別構成は、内外綿工場を一例にとると一五歳以下一一・九%、一六〜二〇歳五〇・六%、二〇〜三〇歳三〇・五%、三〇歳以上七・〇%であつた。⁽¹⁴⁾

青島在華紡の労働力供給源は各社によつて多少の相違はあるが、工場へ通勤可能な地元四方・臺東鎮・湖島子等と近郷諸縣即墨・平度・萊陽・膠州・青州等の農村であつた。⁽¹⁵⁾労働市場における労働力供給は甚だ過剰で、各社を通じて労働者募集に對する應募者の比は七〜一〇倍を示した。⁽¹⁶⁾このことは労働者に對する會社側の立場を極めて有利なものとした。こうした労働力供給過剰の壓力を受けて労働者の工場定着化も徐々に進んでゐた。二五年十月の調査によると、内外綿では續三年半以上のものが一〇・八%、二年半以上一七・九%、一年半以上二八・九%であり、大日紡でも勤續一年以上のものが六九・三%を占めていた。⁽¹⁷⁾しかし一方で「職工の移動多く、上海に比し一層甚だし」ともいわれ、中でも移動率が高かつたのは一日一七仙程度の賃銀しか支給されない勤續一年未満の見習工であつた。⁽¹⁸⁾また労働者の居住地は各社によつて異なつてゐるが工場宿舎に住むものは三〇〜五〇%であつた。⁽¹⁹⁾當時の青島在華紡においては資本による労働力緊縛體制が充

(第2表) 〔青島紡績賃銀表〕

年 別	賃 銀 (1日)	指 數	麥粉價格 指 數
1919上半期	21.2仙	100.00	79.29
下半期	22.1	104.25	91.76
1920上半期	25.4	119.81	96.66
下半期	28.4	134.43	92.45
1921上半期	31.5	148.58	110.11
下半期	31.9	150.47	106.30
1922上半期	34.2	161.32	103.88
下半期	32.3	152.36	100.42
1923上半期	32.0	150.94	106.94
下半期	35.0	164.94	104.15
1924上半期	40.3	190.09	97.82
下半期	41.2	194.34	99.41
1925上半期	45.6	215.09	123.79

註：前掲「青島ニ於ケル華人勞働者待遇状態」274頁、276頁。

(第3表) 〔大日本紡1925年4月賃銀〕

1日の収入	請負者	日給者	人數計
50仙以上	721人	398人	1,119人
40~46仙	763	244	1,007
30~39仙	814	288	1,102
21~29仙	442	199	641

皆 勤 賞 1 箇月 5 分増
 2 箇月 1 割増
 3 箇月 1 割 5 分増
 4 箇月 2 割増

大日本紡の1925年4月平均賃金
 43錢3 釐×26日=11元25錢

註：『邦人紡績罷業事件と五卅事件及各地の動搖』

上海日本商業會議所

1925年151~152頁

分確立していたとはいいがたい。

次に労働賃銀について検討する。第二表のように、青島紡績業の好況を反映して賃銀指數は一貫して上昇している。だが、爭議の発生した二五年上半期においては賃銀上昇率よりも労働者の主要食糧であった麥粉の價格上昇率の方がはるかに上回っていた。第三表は會社の發表による大日本紡の二五年四月末の賃銀表であるが、労働者一人當りの平均日給を四三仙三釐と計算し、毎月四日間の休日（晝業と夜業の交替日）を除いて二六日皆勤したとすると一箇月の給與は一二元二五仙にしかならない。⁽²⁰⁾ 請負者・日給者とするのは賃銀形態の違いを示し、前者が出來高制によるもの、後者が日給制によるものであった。出來高制は粗紡・精紡等の労働強度の大きい工程で採用され、これによって労働を刺激し労働者に競争を強制するものである。⁽²¹⁾ 日給者で五〇仙以上のものは役附職工と「外部工」と呼ばれる技術熟練工（機械工・鐵工等）に多く、三〇仙以下のものはほとんどが見習工である。⁽²²⁾ 青島在華紡における労働賃銀は日本國內紡はむろんのこと上海在華紡

(第4表) [青島における職種別賃銀]

職 種		最 高	最 低
紡 燐 電 大 左 石 指 土 農 雜	績 寸 氣	90仙	20仙
		30	10
		100	70
		95	50
		130	60
	物 工 工 役	110	60
		100	60
		70	40
		40	30
		40	30

註：『上海日本商業會議所週報』第701號，1925年10月8日，7頁。

のそれと比較しても著しく低廉であった。しかも第四表のとおり青島における他の職種賃銀と比較しても決して高いとはいえず、青島紡績労働者は賃銀面においていまだ機械制大工場労働者としての優位性を確立してはいなかったといえる。

青島在華紡における勞使關係の基底となっていたのは直轄制度である。それは日本人監督の下に組長、把頭、班長、養成方、見廻りなど各工場・各作業場において稱を異にする中國人の役附職工を置き、その配下に一般労働者を配置するものであった。在華紡が労働者の雇傭と賃銀支拂いを會社が直接行なう直轄制度を採用し、日本人監督の下に日本國

内紡と同様の直接的勞務管理體制を整備したのは、労働生産性を高め合理化をはかるため、換言すれば密度の高い過度労働を労働者に押しつけるためであった。⁽²³⁾直轄制度下の役附職工には「工頭」と呼ばれることもあったが、民族紡などで採用されていた親方請負制度における工頭とはその本質を異にしていた。すなわち、在華紡の役附職工は中間管理労働者として資本の統轄下で労働の指揮・監督を行ないながらも多くは自らも労働に従事する賃労働者であり、彼等には民族紡の工頭のような中間搾取を行なう機会がほとんどなかった。また青島在華紡における役附職工は一般労働者とは區別され、知識及び技術水準の高いものであった。⁽²⁴⁾爭議の中心となった大日本紡の役附職工には濟南の學生が採用されており、内外綿のそれには上海出身者があって、一般労働者とは労働力の質及び労働市場を異にする部分がかったことを窺わせる。⁽²⁵⁾

青島における一般紡績労働者は農村を直接の供給源とし、生産過程を通じての労働力陶冶の歴史も浅く、労働運動の経験もまったくない賃労働者であり、階級的意識も即自的段階にあったものと思われる。彼等の間には在理(家禮會)教と

いう秘密結社があつて、その會員は南北兩派に分かれて勢力争いをしていたので労働者の團結を阻んでいたといふ。⁽²⁶⁾ 青島在華紡労働者は青島市郊外の新興工業地帯に孤立的に存在し、賃労働者としての形成も初期的な状態にあつたのである。

青島在華紡における勞使關係は未成熟であり、日常的に不安定であつた。それは労働者による竊盗件數の多さに端的に表われている。一九二四年度の會社によつて摘發された盜品件數は大日紡で一、六四八件、内外綿で九九六件といふ數にのぼっている。この盜品の數量は生産費に影響するほどのものであり、各社とも労働者が退場する際には日本人監督が嚴重な身體検査を行ない容赦なく罰金を課していた。労働者によるこの盜品は「賃銀が安い⁽²⁷⁾ため、生活費のため」のものであり、會社の低賃銀政策に對する労働者のプリミティブな抵抗を意味している。また労働災害も頻發しており、例えば内外綿では二四年一月から二五年十月までに七五八件もの労働者負傷事故が發生している。⁽²⁸⁾ こうした劣惡な労働條件と過度労働は労働者の不滿を蓄積させずにはおかなかつた。⁽²⁹⁾

三 第一次・青島在華紡爭議

一九二五年の青島在華紡爭議は、大日本紡でストライキの發生した四月一日から労働側が一定の勝利を得た五月一日までの第一次爭議と、五月一日以降再び勞使紛争が發生してついに中國官憲の彈壓を招いた五月二九日までの第二次爭議にその段階を區分することができる。この第一次爭議と第二次爭議では鬭争の性格・形態等が著しく異なっている。

(一) 爭議の發生

一九二五年二月に上海在華紡でストライキが勃發した。その影響は必ず青島に波及するものと察して、關係各社はそれぞれ豫防に努めていた。⁽³⁰⁾ こうした不穩な空氣の中で、四月一三日大日本紡の日本人監督が一労働者の身體検査をしたところその所持する手帳に「何等陰謀ヲナシ居ルコト」の記載を發見し、直ちに家宅捜査をして次のような物件を押収した。

①大康紗廠工會設立に關する議事録。②諸帳簿——大康紗廠工會「會員名簿」、「會計簿」、「什器臺帳」、「入會調印原簿」。③共產主義宣傳冊子等——『嚮導週報』、『中國青年』、『工人週刊』、『勞動青年週報』、『山東工人』、『膠濟鐵路總工會章程』。同時に會社は工會運動の首謀者として司銘章、蘇美一、張改中の三名を抑留し、中國官憲が取り調べを行なった。その結果、労働者が工會設立を計畫中であること、労働條件に不満の點があり追って要求を會社に提出する豫定であること、等が明らかになった。會社は主謀者を解雇處分にしようとしたが、中國官憲は處分に反對し彼等を釋放することを求めた。連絡を受けた青島日本總領事館も中國官憲の要求を支持し會社を説得して、司銘章等は釋放された。⁽³¹⁾四月一日、司銘章は労働者代表として會社に出頭して「青島大康紗廠工會章程」を提出し、承認を要求した。⁽³²⁾そして一九日、大康紗廠工會の成立が宣言され、同時に工會名をもって松田工場長あてに「三箇條の要求（後述）⁽³³⁾」が出された。會社からの回答はなく、同日午後九時から大日本紡の夜業労働者二、〇〇〇名はストライキに突入した。⁽³⁴⁾

(二) 爭議の擴大

ストライキが発生するとともに、臺東鎮警察廳長陳韜を調停者として勞使交渉が開始された。四月二〇日、會社側は爭議指導者と目される六〇餘名の労働者を解雇することを要求し、また調停條件を作成しようとして陳警察廳長と種々の協議をしたが何等まとまらなかった。⁽³⁴⁾二一日、工會代表八名と陳警察廳長との會見が行われ、警察廳長は二三日までに會社側と協議して工會要求「三箇條に對し回答することを約束した。同二一日夜、警察廳長は會社側代表と會見し工會の要求に對する妥協案を協議した。⁽³⁵⁾一方、同夜會社は四方地域の他二社——内外綿・日清紡と相談の上、労働者の腰をくじき他工場への爭議波及を防ぐ目的をもって「罷業の不得策なること」を力説した一萬枚の宣傳ビラを撒布することを決定した。二二日早朝、會社は青島日本商業會議所に依頼して自動車でビラを撒かせ、各所で爭議労働者との衝突をひき起こした。⁽³⁶⁾ストライキを切り崩すための宣傳ビラを撒布して労働者に脅威を与えようとしたことは却って労働者を刺激し内外綿・日清

紡でのストライキ發生を促進することになる。

二三日午後三時、大日本紡の工會代表は陳警察廳長から會社側との調停結果を伝えられたが不満足な回答だとして工場宿舎に引きあげ、その後爭議労働者は日本人を追い出して完全に宿舎を占領した。同午後六時、内外綿の労働者交代時に大日本紡の爭議労働者數十名は棍棒等を携えてピケットを張り内外綿の出勤者を阻止した。しかし、路上に配置された中國官憲——保安隊及び戒嚴司令部兵員等の數百名はこれを傍觀するのみで取締を行なわなかった。⁽⁸⁷⁾二四日午前十一時頃から内外綿工場宿舎構内においてストライキ労働者連合大會が開かれ、數千人の労働者を前に數人の辯士が熱辯をふるい、「死を賭して戦へ」などと氣勢をあげた。日清紡では同午前十一時三〇分の休憩時間に突如労働者が二七日支拂いの賃銀を本日中に渡せと迫り、會社がこれを拒絶すると正午過ぎに幼年工を先頭に續々と退場し、行列を作って四方街道を一巡した後宿舎に引揚げた。こうして内外綿・日清紡でもストライキが開始された。⁽⁸⁸⁾二四日に内外紗廠工會から、二五日には隆興紗廠工會から各々會社に要求書が提出された。だが、會社側は工會を認めずただちにこれを拒絶した。⁽⁸⁹⁾

その後、これといった交渉もないまま勞使雙方は對峙していたが四月二九日から三〇日にかけて雙方の態度に變化が見えはじめた。二九日、四方三社の工會代表十數名は陳警察廳長を訪問して、滄口の鐘紡と同一の待遇をすればこの際無條件に復業する旨を申し出た。⁽⁹⁰⁾會社側も休業による營業上の損失と上海在華紡でのストライキ再燃の形勢とを憂慮してなるべく早く爭議を解決しようと希望するに至っていた。實際、大日本紡の爭議労働者が四月二三日支拂いの賃銀を要求していたのに對して、會社は二九・三〇日にこれを支拂った。大日本紡の労働者も十日間にわたるストライキに困窮し始めており、賃銀の支拂いを受けたのを機に約五百名の労働者が歸郷した。⁽⁹¹⁾

五月一日のメーデーに當り、中國官憲は爭議労働者の示威運動を禁止し、警備を嚴重にした。労働側も勞使調停に努力してくれる中國官憲の感情を害することを恐れてメーデーには示威行動、集會等を一切行なわぬこととした。五月一日、四方では膠濟鐵路四方機廠の労働者千餘名を中心にメーデー大會が開催されたが、紡績労働者でこれに公然と參加したも

のはいなかったという。こうして第一次爭議はその峠を越した。⁽⁴²⁾

(二) 工 會

大日本紡労働者の組織化への動きは早くから見られたのだが、それは膠濟鐵道労働者の影響によるものである。

大日本紡の職工宿舍内には多くの膠濟鐵道労働者が同居しており、大日本紡労働者と同鐵道労働者の間には日常的な交流があった。一九二四年夏、兩労働者は共同で有志を集め義徳會なる労働團體を組織した。⁽⁴⁴⁾二五年二月、膠濟鐵道四方機廠の一、四〇〇名の労働者はストライキを起こして勝利を収め、三月には四方機廠労働者が中心となって膠濟鐵路總工會を成立させた。こうした鐵道労働運動發展の直接的影響下に、三月中旬頃より大康紗廠工會設立が計畫されていたという。⁽⁴⁵⁾

四月一三日に會社によって押収された大康紗廠工會設立に關する議事録によると工會役員構成メンバーは次のようであった。

工會設立の指導者

孫秀峰（四方小學校長）・李春榮（四方小學校教員）・王復元（京漢鐵路工會代表）。名譽顧問 侯申禮

（甲總把頭）・王興甫（乙總組長）・蘇美一（康班書記）・宋國美（康班把頭候補）。總書記 李春榮（四方小學校教員）。書記

劉興信（甲總組長）・劉中甫（乙總書記）・葛梅鄉（康班組長）・焦慶雲（大精組長）。幹事員 張鶴軒（一總養成方）・司銘章

（二總養成方）。總顧問 騰文煖（二稀把頭）・韓金龍（二打把頭）。⁽⁴⁶⁾

中國共產黨青島支部は一九二三年一月に設立され、その活動の重點は四方機廠と膠濟鐵道沿線におかれていた。共產黨は活動の一環として労働者の子弟教育のために四方小學校を設立しており、大康紗廠工會設立の指導者である四方小學校長孫秀峰は元四方機廠の労働者で、共產黨員であった。大日本紡工場内にも當時すでに黨組織があり、その中心は工會役員となった司銘章、蘇美一であった。⁽⁴⁷⁾さきの工會役員に擧がっている紡績労働者の職種を見ると全員が役附職工である。彼らは一九二二年頃から將來日本人監督と交代させるため濟南の學生を學力試験の上で採用したものであった。⁽⁴⁸⁾

四月一三日、工會設立計畫が發覺し司銘章等が會社に抑留されると、共產黨青島市委員會及び四方支部が指導に乗り出し、爭議へ向けての準備が開始された。⁽⁴⁹⁾ 四月一九日、大康紗廠工会の正式な成立が宣言され、それと共に大康紗廠工会執行委員會の名によって「我等が大康紗廠に提出した條件に對して未だ回答なし……明早朝六時に正式罷業を宣言すべし」とストライキが宣言された。⁽⁵⁰⁾ スト開始と同時に労働者全員を「工会に強制加入せしめ、一兩日中に工会組織が完成した」といふ。⁽⁵¹⁾ 内外紗廠工会と隆興紗廠工会は共に大日本紡でストライキが開始された一九日以降に組織されたものである。即ち、内外綿・日清紡の工会は大日本紡におけるストライキの産物であった。

工会設立の目的については、「青島大康紗廠工会章程」に次のように唱われている。

(1)生活を改良し地位を向上し全體工人の利益を圖り以て共同の利益を得。(2)感情を疏通し相互扶助を實行し地域の界限を除去し工人相互の爭端を排解す。(3)智識を増進し工人の自覺を喚起し熱心に工会を擁護す。

このように工会設立の目的は、ただ労働者の經濟的條件を改善して生活の向上を目指し、労働者の團結を強化することのみに置かれた。⁽⁵²⁾

次に工会組織について見てみよう。工会の最高機關は執行委員會であり、「章程」には同委員會を分けて秘書科、交際科、教育宣傳科、調査科、庶務科、糾察隊の六科とし、各科に正副主任各一名を設けるとある(第一五條)。工場の各作業場では労働者一〇人ごとに組を置き組長を設け、三組以上の作業場には支部幹事會を、それ以下のところには支部書記一人を置いた。糾察隊は労働者の秩序維持を目的としており、一〇人で一組として組長を設け、五〇人で一團として團長を設け、四團を一隊として隊長を置いた。その他に捐款分配委員會と軍警招待委員會が置かれた。前者は外部から寄附金を集め分配する機關で、五人で構成されており内三人が紡績労働者、二人が鐵道労働者であった。後者は六人で構成され、下級軍人の正副指揮官と連絡して彼等に労働者への同情を起こさせることを目的とするものであった。⁽⁵³⁾ 以上のように大康紗廠工会には種々の内部組織が設置されており労働者間の團結をはかり連絡に務めていたという。尙、大日本紡でのスト

ライキ開始後、内外綿・日清紡で結成された工會の組織實態は不明である。

(四) 労働者の要求

四月一九日に大康紗廠工會が會社側に提出した一三箇條の要求は次のとおりであった。

- 一、工會を正式に承認して交渉團體として認めること。
 - 二、日給者の賃銀を一律に大洋一角増加すること。
 - 三、請負者の賃銀を一律に二割五分増加すること。
 - 四、夜勤者の飯代を本日より一律に倍加すること。
 - 五、給料の支拂が半箇月も遅延せざること、又賃銀二割押收制度を撤廢すること。
 - 六、公傷者に醫藥の外、日給を支給し會社以外において治療の必要がある時はその費用を會社が負擔すること。
 - 七、宿舍費の免除。
 - 八、食事時間を一時間に延長すること。
 - 九、今後日本人の殴打罵詈禁止。
 - 十、今後口實を設け工會代表を解雇するを得ざること。
 - 十一、労働者が廠規に違反せる時は工會の同意を経て處分すべきこと。
 - 十二、會社が労働者より得たる罰金は工會に交付し教育費に供すべきこと。
 - 十三、會社が右條件を承認したる時は契約書を作成し、保證人と共に記名調印すべきこと。
- この要求には次のような前文がついており、それは労働者が工會を組織し待遇改善を要求するに至る正當な理由があることを主張する。

我々は百貨騰貴の爲め生計困難にして工賃は生活を維持するに足らず、廠主は工人を甚だ虐待し物價に應じて工賃を増給することなく、却て益々壓迫せり故に我々は自衛の爲め團結して工會の組織を爲せり其目的は相互に扶助し感情を連結し且つ衆力を以て廠主に文明的要求を爲し以て工賃を物價の騰貴に應じて増加せしめんとするにあり、斷じて規外思想並びに行動なし。

また、四月二四日に内外紗廠工會が會社側に提出した要求書は次のとおりである。

大康資本主は横暴頑固にして大康工會の要求を容れず、我々は之を坐視するに忍びず。願はくは大康工場主をして

其要求を容れしむる様盡力せられたく、且貴廠に於て右要求の同一の條件を以て我々を優遇せよ。

一、随意に身體及宿舍を搜索し幼年工の毆打惡罵は勿論理由なく處罰するを許さず。二、(甲)日給は一日一角を増加すること。(乙)請負は原價に照して二割五分増加すること。(丙)夜勤は食費を倍加すること。(丁)日曜は休業し常の如く工賃を發給すること。三、賃銀差押制度の廢止。四、職工が公傷を受けたる場合は醫藥代は會社之を負擔し、其の期間内は給料全部給すること。五、宿舍料の免除。六、食事時間を一時間に延長すること。七、罰金は工會の教育費に充つること。八、一六歳以下の幼年工の労働時間は八時間たること。九、女工の月經時は休業せしむること。十、會社は大康紗廠を促して職工の要求を容れしめ罷業を解決すること。十一、罷業期間内の賃銀を支拂ふべし。十二、罷業の爲め職工を解雇するを得ず。⁶⁵⁾

四月二五日に隆興紗廠工會から會社側に提出された要求書も内外紗廠工會のものと同一内容であった。上記の要求書から内外綿・日清紡の要求が第一に大康紗廠工會の要求貫徹させるためのもの、即ち兩社のストライキは同情爭議であったことが窺われる。大康紗廠工會の要求との大きな差異は工會に關する要求が全く出されていないことであるが、これは爭議發生當時に内外綿・日清紡の労働者は未だ實體のある工會組織を持っていなかったらしいことと關係すると考えられる。⁶⁶⁾

四月二九日、労働側は復業の條件として滄口の鐘紡との同一待遇を要求したが、鐘紡と四方三社の労働條件には次のような差異があったという。

前者(鐘紡——引用者)は賃銀は必ず二五日に締切り月末迄には支拂ふし元以下も大洋で勘定する。宿舍の定員も四名で食事時間も罷業三會社の二〇分(運轉中止せず)に對し四五分機械の運轉を止め一時間の休憩時間を與へて居る。

及晝業者には四仙の辨當補助を、夜業者には日給の一割増手當を給し賃銀五六仙で十二仙五釐の差がある。⁶⁷⁾

以上のような労働者の諸要求を考え合わせると、第一次爭議の基本的性格は主に労働條件の改善を求める經濟闘争であ

ることは明らかであろう。

(五) 勞使調停

五月一日、警察廳長陳韜は青島の四〇餘の各種團體によつて組織された青島市民公會に爭議の調停を依頼した。同日、青島市民公會館において日本人一六名、中國人一六名の代表が出席して會合が開かれ日中雙方から二名ずつ委員が選出されて調停委員會——岡伊太郎（膠濟時事新報社長）・榎末吉（山東經濟時報社長）・呂梅五（市民公會委員長）・李筱坡（濟象醫院長）——が成立した。⁶⁸ 二日、委員會は大康紗廠工會の提出した一三箇條の要求を中心に勞使雙方の主張を聴き取つたが、雙方の主張は大幅に食い違い容易に妥協點を見い出すことはできなかった。⁶⁹ 三日、會社側代表倉田敬三（大日本紡）・佐々木國藏（内外綿）・綿貫明永（日清紡）の三氏は青島商務總會會長隋石卿と會見し、市民公會の調停に不同意である旨を述べて爭議解決の斡旋を依頼した。四日、青島總領事堀内謙介は會社側に「本問題の内部關係は可成勞資爭議にて其解決を計るを得策とすべし、夫れが爲めには日支實業家に調停を依頼すること最も妥當なる」との旨を説示した。會社側は早速、青島日本商業會議所常任議員清水豊一・田邊郁太郎・村地卓甫と青島商務總會會長隋石卿・副會長宮世雲の五人に調停を依頼し、ここに日中實業家調停委員會が成立した。六日、日本側委員と會社側代表とで調停原案を作成し、それをもとに日本側委員と中國側委員が協議を進めた。七日、中國側委員は工會代表と會見してその意向を確かめ、同日夕刻より警察廳長陳韜も加わつて更に協議を進め次のことを決定した。

一、中國側調停者は責任を以て勞働者を無條件に復業させること。二、日本側調停者は會社をして復業と同時に一定の優待條件を自發的に實施させること。三、爭議の首謀者三社合計五一名の勞働者については中國側調停者より諭旨解雇をなし、會社より一人につき賃銀三箇月分五〇元を與える。四、會社側は調停委員會に對して次のような聲明事項を提出し、復業と共にこれを新聞紙上に發表する。聲明事項——①工場は勞働者に對し従前通り特別に優待する。

②成績優良なるものに對して特に隨時獎賞する。③賃銀清算後できるだけ速く支拂う。④從來労働者の風紀及衛生に遺憾の點が多かったが今後は必ず改良し工場の規則を遵守させる。

五月八日夜、堀内總領事と膠澳商埠督辦公署戒嚴司令部徐副官長の立會いの下に次の調停案を確定の上、日中實業家調停委員會の一同はこれに署名した。

一、工場は月一五日出勤した労働者に對してそれぞれ麥粉一袋に限り、製粉會社の卸値より四角減じて賣與する。
二、晝夜共に食費一仙を増加する。三、毎月賃銀はできるだけ速かに支拂う。四、就業中負傷した労働者に對しては從前通り賃銀を給與する（醫藥費をも支拂う）。五、食事時間は從前通り三〇分とする。但し晝業者には午後三時夜業者には午前三時にそれぞれ一五分の休息時間を与える。六、今後工場職員は労働者を打擲罵詈するを得ず。但し確實に重大な過失がある者はこれを解雇することを得る。七、今後賞罰は必らず公平にする。八、この度の復業に際し賃銀の外に二日分の賃銀に相當する金額を与える。但し五日以内に出勤したものに限りこの權利を享有する。⁶⁰⁾

五月九日、中國側委員はこの調停條件を工會に示し、一〇日午後六時より復業することを約束させた。一〇日、午後三時に内外綿と日清紡の労働者は先頭に「罷工團大勝利」と記した大旗を立てて大康職工宿舍に到り、三社約三、〇〇〇名の労働者が集まりストライキ勝利祝賀大會が開催された。そこには各紗廠工會の立札が並べられ、演壇を設けて、日中の調停者と陳警察廳長等が共に臨場するやラッパを吹奏してこれを迎え、工會代表閔恩棟（内外綿労働者）が調停者を一同に紹介した。その後、解雇労働者は一同に對して「自分等五一一名は犠牲となりたるも萬一、他の職工の解雇される如きことあらば外部より援助すべく、五月一〇日を永久に紀念すべし」として工會萬歳を唱え、紀念撮影をして散會した。同日たに各工場附近に紗廠工會事務所が設けられた。⁶¹⁾

尙、爭議首謀者として解雇された労働者五一一名——大日本紡二五名、内外綿及び日清紡計二六名——は全員が役附職工であつた。⁶²⁾それはストライキが役附職工の主導によるものであることを物語っている。ストライキによる會社側の損害

は、大日本紡九三、六〇〇兩、内外綿八六、四〇〇兩、日清紡二八、八〇〇兩と發表された。⁶³また、滄口の在華紡三社も「從來の待遇で滿たないものは四方の三工場と同様改正することになった」という。

四 第二次・青島在華紡爭議

(一) 中國共產黨の鬭爭方針

中國共產黨は一九二五年一月の第四回全國黨大會で國民革命におけるプロレタリアートのヘゲモニーを全面的に打ち出し、労働者の鬭爭を先頭とした反帝民族運動の展開をめざすという革命戦略を決定していた。しかし、グルーニンが示唆しているように、こうした革命戦略は「左翼偏向」的な解釋を許し、極左的な鬭爭を生み出す可能性を内包するものであったと考えられる。⁶⁴

共產黨は青島在華紡での労働爭議を次のように意義づけていた。

いま大日本紡の労働者が日本資本家の壓迫に堪えずしてストライキに立ち上ったが、これは中國プロレタリアートが帝國主義に反抗する最も意義のある運動である。……これはただ單純な階級鬭爭であるだけでなく民族鬭爭においても重大な意義をもっている。⁶⁵

さきの革命戦略の立場からこの爭議は即日本帝國主義に對する反帝民族鬭爭と見なされている。ところが、三週間続いた第一次爭議は經濟鬭爭と勞使交渉に終始し、共產黨が期待したような反日民族運動への轉化は見られなかった。爭議労働者も「日本の資本家なるが故にという感情は決して無い」と述べているように、民族鬭爭をではなく賃労働者として労働爭議を闘っているという自覺を持っていたものと思われる。第一次爭議の結果に對する共產黨のいらだちと不満は、次の「青島日本人紗廠工人罷工勝利宣言」（五月一〇日附）に明白に見られる。

我々の今度の日本帝國主義との鬭争は、現在すでに終熄した。我々は遂に提出條件に對する満足な回答を得られずして戰鬭を中止した。しかし我々は養精蓄銳あくまで目的を達成せずにはおかぬ。我々は二〇餘日の苦鬭において充分日本帝國主義者の詭詐を味わった。我々は明日から復業するがどこまでも工會を維持し團結によって最後の勝利を期する。……全中國被壓迫人民連合進攻萬歲。打倒帝國主義萬歲。⁶⁹

そこで、第一次争議終結後の五月中旬、中華全國總工會副委員長劉少奇は共產黨の指導を強化し反帝運動を推進するため青島を訪れた。⁶⁹彼は四方機廠黨員會議で青島在華紡争議について次のような分析をしたという。

今回の紡績労働者のストライキは勝利しました。しかし、あなた方は目の前の日本帝國主義は凶惡な狼でしかなく、反動軍閥は狂犬でしかなくことを一刻たりとも忘れてはいけません。皆さん、敵はこれで濟ませると思いませんか。彼等は次の反攻に出てくるものと考えねばなりません。⁷⁰……

この劉少奇の分析からも窺えるように、中國共產黨は日本帝國主義と軍閥を打倒すべき敵と規定するだけであり、争議をめぐる客觀情勢や争議主體である労働者の力量についてどれほどの現實的な認識を有していたかは甚だ疑問である。⁷¹青島在華紡争議を直接に指導していたのは中國共產黨青島市委員會（書記鄧恩銘）及びその四方支部（書記李慰農）であり、共產黨は同争議について大きな責任を負うものであったといえよう。

(二) 工會による新たな鬭争

五月一〇日に争議は一旦解決をみたが、その際解雇された労働者は依然として四方附近に留まり工會の専従となつて活動していた。中國共產黨の指導下に四方三社の工會は青島紗廠總工會を組織し、その執行委員會本部は内外綿紗廠工會事務所内に置かれた。工會側は會社側及び中國官憲が「已むなく默認している」工會を正式に承認させることを目標とし、怠業を鬭争手段とし、各社別に異なる諸要求を提出して争議を繼續するとの方針を採った。⁷²以下、各社ごとに工會による

闘争とその要求を見ることにする。

大日本紡では五月一日午後一時頃、日本人監督が労働者を殴打したため労働者一、六〇〇名はそれに抗議して工場を退場した。一五日午前三時、陳韜警察廳長が勞使調停に訪れ、次の工會の要求を會社側が承諾することで朝六時から全労働者は復業することになった。

- 一、中國人を殴打した日本人を嚴罰に處し及び中國官憲に詫を入れさせる。
- 二、今夜出廠していた労働者の賃銀を減じない。
- 三、約束した優待條件をすべて實行すること。
- 四、公傷者の醫藥費を會社側が負擔し、治療期間の賃銀を支給すること。⁷³

ところが、事態はこれで収まらなかった。同一五日午後六時半頃、共產黨員である解雇労働者蘇美一等に率いられた労働者三〇〇〜四〇〇名が大康自治宿舍を襲い、宿舍内にいた労働者數百名はこれに應戦するという大規模な労働者内部の抗争が発生した。この内部抗争は前夜の勞使紛争後に再び「工場内の秩序擾亂」を計畫しつつある工會指導者に反對する労働者（元工會糾察隊員を含む）を、共產黨に指導された労働者が襲撃したために起きたものであったという。⁷⁴これは第一次爭議の中心を擔った大日本紡労働者の内部分裂を示しており、三週間にわたる苦闘の直後に再び爭議を計畫する工會の闘争方針に反對する労働者がいたことがわかる。

日清紡では五月一日、隆興紗廠工會が當社の紡績機械は新式で生産能率が高いにもかかわらず請負賃が低いとして、その引き上げを要求し、會社に承諾させるため怠業闘争を開始した。⁷⁵

第二次爭議の中心となったのは内外綿労働者であった。五月一日、内外紗廠工會は會社側に次のような要求を提出した。

- 一、労働者を採用するときは日本人が直接なさず、見廻り幾人入用と通知し見廻りにて採用する。
- 二、精紡人員増加のこと、外に三箇所人員増加のこと。
- 三、練條の労働者受持ち臺數を縮少のこと。

また、工會は辭令を自ら發し勞働者の配置及び役附きについて干涉した。會社側の爭議報告書は、この工會活動の模様について次のように描いている。

工場内において勝手に工會の辭令を振り回して職工を移動し、或は採用し、又各部人員増加を要求し、或は休憩時間中に限られたる特殊機械掃除をなす職工を休憩時間なれば仕事すべからずとて殴打妨害し、日本人の言は一も用ひず、一にも工會、二にも工會、工會萬能なり。

このような動きは工會の承認だけでなく、すずんで工場管理權をも獲得しようとするものであり、會社側は非常な危険を内藏していると警戒の念を深くしてその態度を著しく硬化させることになった。

(二) 爭議への對應

第一次爭議が発生すると、四月二日青島大日本紡代表倉田敬三は次のような談話を發表して會社側の態度を明らかにした。

一三箇條の條件中不當な工人會の設立は會社として斷じて許されない。要するに全體としては比較的秩序立つた運動で相當根據もあるが、資金の出所がないから永續は疑問である。併し會社はあくまで平和に解決したい希望で今年山東の麥が不作で麥粉が高いから之を補助する意味から多少手當を増さないこともないが、それは罷業と切離しての腹案である。

會社側は當初から工會は絶対に認められないとし、工會が提出した一三箇條の要求の内の工會に關する條項は一切拒絕した。しかしながら、右記の談話に見えるように會社側は工會運動にある程度の「根據」を認めており、「あくまで平和に解決したい」と妥協の餘地があることを示した。實際、會社側は工會代表を交渉相手として爭議の調停に臨んだことはすでに述べたとおりである。

次に日本政府の對應を見てみよう。青島における日本當局の爭議に對する態度と行動は、終始次に擧げる堀内謙介總領事にあてた四月二十四日の外務省の訓電に基づくものであった。

賃銀値上要求、就業時間短縮等經濟上の問題に關して會社と職工側に直接談合せしめ、暴動の取締りに就ては支那官憲に委せて日本側は極力渦中に投じない様にする⁶⁹こと、但し緊急の事態發生の場合は適當の處置を講じ在留民保護に手落なき様すべし⁶⁹。

一方、中國官憲は日本當局からの要請もあり各工場⁶⁰の保護、職工宿舍の監視と警戒を行なっていたが、しかし最初から労働者の立場に同情的であつた。中國當局の爭議への對應は、五月四日に山東省議長が發した労働者側への勸告に見ることが⁶⁰できる。

罷業運動は所謂労働爭議の範圍に局限すべし。決して他工場を誘引し或は國交に關係するが如き言動を爲さざる様⁶¹。

日本及び中國當局は單なる労働爭議であれば強權的に干涉することなく容認するという態度を取つた。こうした政治的條件こそ第一次爭議において労働側が勝利し得た重要な原因であつた。ところが、一旦爭議が解決したにもかかわらず、五月一五日前後から四方三社とも工會の指導下に怠業が行なわれ何時ストライキが再發するかもしれない不穩な状態となつた。會社側は堀内總領事に事態の改善を訴え、五月一九日總領事は次のような公文を膠澳商埠督辦溫樹德に提出して、工會の解散を斷行し各工場の營業を十分保護するように要求した。

罷工調停者間の申合せに基き會社側にて解雇したる職工は既に各會社に關係なきものなるに拘らず今尙工會を占據して擅に各社の職工を煽動し又何等の權限無くして各社内部の役割及作業にも干涉し甚しきに至りては各社の職工に對して工場内作業役割の辭令を發給し會社をして職工の指揮及監督を不可能ならしめたるは是れ正しく營業の妨害なり……又民國法制上何等根據無く隨て支那官廳の認可を受くる能はざるに拘らず濫りに工會なるものを設け其交渉權

を會社に承認せしめんとしたる等、此の種の事實は孰れも不法の行爲なりと謂はざるべからず。⁸²⁾

ここに勞使間の争點が工會による工場管理權獲得への動き、即ち會社側からすれば經營權への侵害＝營業妨害となつたことが明白に見てとれる。前述したように在華紡經營の優位性は勞働生産性を高め合理化をはかることを可能にする直轄制度に支えられていたが、工會による工場管理權獲得への動きはまさに在華紡經營の要ともいふべき直轄制度に對する挑戦を意味した。會社及び日本當局は在華紡經營の根幹を揺るがすような挑戦を試みる工會をもはや默認することはできず、中國官憲に對して、工會がすでに會社と關係のない解雇勞働者によつて「占據」されており、また「民國法制上何等根據」がない、等の理由をもつてこれを斷乎解散することを要求したのであつた。

(四) 争議への彈壓

五月二五日、溫督辦は日本側の要求に基づき陳警察廳長に解雇勞働者の原籍地への送還と工會の解散を命じ、警察廳長は同日午後三時保安隊約三〇〇名を率いて四方に至り、工會を解散させようとした。⁸³⁾しかし同夜六時の交替時になると、大日本紡・内外綿・日清紡三社の勞働者約七、〇〇〇名は日本人を工場に寄せつけず、機械の運轉を中止し、ラップボード(綿花を巻きたる鐵棒)や木材を携えて各工場を占據した。翌二六日も勞働者は工場を占據し續け、これに對して中國官憲は全く無力であつた。⁸⁴⁾二六日堀内總領事は萬一の場合に備えるため軍艦と陸戰隊を當地に急派するように外務大臣に要請電報を打ち、同時に督辦公署に對し軍隊を派遣し工場占據中の勞働者を全部工場外へ退出させること、解雇勞働者を當商埠地外に驅逐すること、各工會の解散を實行することを要求して承諾させた。⁸⁵⁾

五月二七日午前六時、堀内總領事の要求に基づいて督辦公署から保安隊四〇〇名が派遣された。これには督辦代理蔣祕書長と牟外交課長などの公署員が同行し、彼らはあくまで平和的に争議を解決しようとして三社の役附職工を集め(日清紡よりは來會せず)穩便に工場より退出するように説諭したが失敗に終つた。同夕刻牟外交課長は堀内總領事を來訪し次のよ

うに情況を説明した。

職工等は今や極端に興奮しているに附、この際穩便に工場を退出せしむること到底見込なく、もし實力を用ゆるに於ては或は工場破壊の如き不幸なる結果を招致するやも知れざるに附、數日間現状のまま置き職工の稍々鎮靜するを俟つて彼等を退出せしむることし度し。

これに對して總領事は中國當局の措置が甚だ手緩いことを責め、現在のように勞働者が工場を占據したまま無期限に推移することは到底許すことができないと言明した。一方、二七日内外紗廠工會は次のような鬭爭戰術を採用することを決定した。

一、會社が要求を聞かざるときは死すとも退場せず。二、軍隊が來るときには一齊に抵抗する。三、日本人は機械の破壊及び放火を最も恐れており最後は放火すること。

こうした過激な鬭爭戰術の採用が、後に内外綿勞働者のみに死傷者を出す結果となった。青島日本總領事館の爭議報告によれば、内外綿工場には「上海より來たるものあり、彼等は亂暴者多くて何事も腕力沙汰に訴えんとする傾向あり」とされており、内外綿爭議が他社よりも激化した原因は上海出身勞働者の存在に求められている。

事態の重大さを察した日本政府は、掘内總領事の要請に答えて旅順より驅逐艦櫻・樺の二艦を急派し（二八日着）、別に佐世保より軍艦龍田を派遣すべく準備を整えさせた。二七日、芳澤謙吉公使は北京政府外交部を訪れ、日本人の生命財産を保護するため中國當局は保安隊を派遣し、場合によっては濟南より山東督軍の軍隊を現場に急派して適確有效なる措置を講ずるよう要請した。外交部は事件の事大な事に驚き、芳澤公使に對して早速膠澳督辦溫樹德と山東督辦張宗昌とに打電して適切なる措置を講じさせる旨を約束した。また、奉天の船津辰一郎總領事は、二八日張作霖を訪れ、張宗昌に對し嚴重に取締りを加えるよう電訓することを申し入れた。日本政府の要請は北京政府外交部と張作霖とによつて濟南の張宗昌に訓令され、二八日午後張宗昌は青島の溫督辦に對し勞働者彈壓を電話で指示した。ただちに青島の督辦公署では協議

に入り、夜間に至つて次のような決定をみた。

一、今回の罷工風潮は嚴厲なる手段によりこれを解決する。二、現に各工場労働者が工場機械を強占しつゝあるいは治安を妨害し各工場の財産及び外人の生命に影響するに附、軍隊は工場内の労働者を華工宿舍に退出せしめ同時に罷業首腦者を逮捕訊問すべし。萬一反抗するものあるときは武力を以て之を處分すべし。三、周會長は歩兵一大隊、騎兵一小隊、保安隊二個大隊、陸戰隊六個中隊、消防隊全隊、差遣隊一隊を率い四方に到り徐副官長の指揮を受ける。

日本當局でも、總領事館附警察官を各工場の要所に配置すると同時に櫻・樺の二艦より萬一の場合即時陸戰隊を派遣し得るように二艦を大港埠頭に横附けにした。

五月二十九日午前四時、中國官憲及び軍隊一、七〇〇名は各工場に配置され直ちに労働者の工場からの追出しに着手したが、大日本紡・日清紡の労働者は抵抗することなく退出してそれぞれ職工宿舍に收容された。しかし内外綿労働者の一部は第六工場に立てこもりラップボードなどを手にして中國官憲に頑強に抵抗し、官憲側は空砲を以て威嚇したが容易に退去せず遂に實彈を發射するに至つた。このため即死者一名、重傷者六名（内四名はその後死亡）、輕傷者一六名を出す流血の慘事をみた。これと同時に中國官憲は工會事務所の撤廢、爭議首謀者の逮捕に着手し、約二時間ですの目的を達した（内外綿三名、大日本紡二四名、日清紡二四名計八〇名）。三社とも労働者による機械その他の破壊は行なわれなかったが、内外綿のみは塵道（落綿溜）に放火された。この放火は内外綿日本人職員の手により消し止められ、大事には至らなかった。こうして四日間にわたつた労働者の工場占據は終わりを告げた。

以上のように武力彈壓によつて終焉したかに見えた青島在華紡爭議は、七月二三日に大日本紡と内外綿で再發した。しかし翌二四日張宗昌が青島に赴いて嚴重な取締りを行ない、爭議は擴大することなく鎮靜した。

五 おわりに

本稿のまとめとして、一九二五年の上海在華紡爭議との比較を念頭に置きながら青島在華紡爭議の性格について考察を加えたい。

青島在華紡爭議の性格を考察する際に注目すべきこととして、第一に、爭議が四方三社のみに發生し約一二・五キロ離れた滄口の三社には波及しなかったことが挙げられる。鈴江言一はこの原因を兩地域における労働條件の格差に求めているが、ある調査によると鐘紡を例外として富士紡・長崎紡の労働條件は四方三社と比べ決して良くはなかった。では何故に爭議は滄口に波及しなかったのであろうか。その主要な原因は、青島在華紡労働者は上海在華紡労働者と異なっており、爭議労働運動や民族運動の経験もなく賃労働者としての階級的形成も初歩的な状態であり、爭議労働者には闘争を滄口まで擴大する主體的力量が缺けていたことに求められると考えられる。しかもこの爭議は青島在華紡の好況下に發生した。このことは爭議への會社側の對應を柔軟なものとし、滄口の在華紡のように爭議豫防策として自主的に労働條件を改善することを可能とした。労働者の方でも、賃銀の絶対額は低かったとはいえ毎年上昇しており、不況下にあった上海在華紡の労働者ほど窮乏化による危機意識が強くなかったと思われる。一九二五年の青島在華紡爭議が四方三社の労働者のみの闘争に終わったことは、同爭議の基本的性格が經濟闘争であって反帝民族闘争に發展・轉化できなかった限界性を端的に物語るものであろう。

第二に、爭議の主導的役割を擔ったのが役附職工であったことである。役附職工は直轄制度下における知識や技術を持った中間管理労働者として、資本と労働者の結節点ともいえるべき重要な地位にいた。彼等は本来労働の指揮・監督をなす資本機能の代行者であったが、しかし歴史の浅い青島在華紡では資本に對する相對的獨自性を持った配下労働者の要求の代辯者でもあったとみられる。工會運動や労働爭議はこうした役附職工の後者の面を強化するものであったろうし、工會による工場管理權の獲得要求は役附職工の労働の指揮・監督についての「既得權」の擴充及び保障を目指すものではなかったかと推察される。一九二五年の上海在華紡爭議が不熟練労働者層を主體とした本格的な工場プロレタリアート運動の

開始であつたのに對し、同年の青島在華紡爭議は役附職工主導型の運動であり、兩者は労働運動の發展段階を異にするものであつたといえよう。

また、第一次爭議と第二次爭議とは鬭争の性格・形態等が著しく相違していた。第一次爭議の中心となつたのは大日本紡の労働者であり、彼等は比較的秩序立つた爭議行動を取り、警察廳長陳韜や日中實業家を調停者として労働條件の改善を求めた。日本當局と中國官憲もこうした労働爭議に對して強權的な干渉を避け、「當事者の商議協定に待つ」という態度を取つた。第二次爭議においては内外綿労働者が中心となり、鬭争戦術は怠業から工場管理權の獲得、工場占據、さらには放火による工場破壊へと漸次エスカレートしていった。こうしたラディカルな鬭争戦術の採用はプロレタリア・ヘゲモニーによる反帝民族運動の激化を革命戰略とする中國共產黨の爭議指導と密接に關係するものと考えられる。すなわち、在華紡での労働爭議を即日本帝國主義に對する反帝民族鬭争と見なす中國共產黨の爭議指導には、労働者の生命や利益を第一に守るといふ、極左的鬭争に對する充分な歯止めがなかつたといえよう。また、青島在華紡労働者には中國共產黨の革命戰略を擔いうる主體的力量もなく、上海と異なりプロレタリアートの鬭争を直接支援してくれる諸階級も青島には存在しなかつた。第一次爭議を容認した日本政府も工場占據に進んだ第二次爭議に對しては「既に労働爭議の問題を離れ會社と労働者の關係にあらず」(芳澤公使の發言)⁹⁹として中國當局に斷乎たる處置を要求した。こうして四方三社の爭議労働者は中國官憲の武力彈壓を受け、敗北したのである。一九二五年の青島在華紡爭議は敗北したといえ、それは青島プロレタリアートの階級的覺醒を示すものであつたといえよう。その後、青島在華紡労働者は一九二九年・三六年と青島における在華紡全社をまきこむ大爭議をたたかうことになつた。

註

(1) 許世華・強重華編著『五卅運動』北京工人出版社、一九五六
年、八頁。

(2) この爭議に關する主な專論としては、島一郎「一九一八—二五年における中國労働運動の發展(一)」(『同志社大學經濟論叢』

第一五卷第一號、一九六五年）、向山寛夫「中國における反帝國主義勞働運動」(『國學院法學』第六卷第一號、一九六八年)、胡汝本・田克深「五卅運動在山東青島地區的爆發及歷史經驗」(『山東大學文學文科論集刊』一九八〇年第二期)がある。島一郎と向山寛夫の各々の論稿は一次史料を使用しておらず、概説の域を出ていない。胡汝本・田克深の論稿は專論として最も良くまとまっており、青島在華紡爭議を明確に日本帝國主義に對する民族闘争の一環として位置づけている點で通説的見解の典型ともいえる。これらの專論を含めて鄧中夏『中國職工運動簡史』等この爭議に言及したほとんどのものは爭議の性格を考える際に重要な諸事實——爭議は青島在華紡六社のうち四方地域の三社のみに發生したこと、奉天派軍閥による武力彈壓を受けて死傷者を出したのは内外綿工場労働者のみであったこと、日中實業家による勞使調停活動等々を無視ないし輕視している。これは從來の研究の限界を示すものである。

本稿は以下に舉げるような史料に主に依據して爭議の實態を可能なかぎり明らかにせんとする。(1)中國共產黨中央機關誌『嚮導週報』。これはいうまでもなく共產黨の政治宣傳のための雜誌であり、そこにおける青島在華紡爭議記事も黨の反帝民族運動を推進するという戰略に沿って日本帝國主義に對する民族闘争の側面をとりわけ重視して書かれている。(2)『申報』『青島電』の二二篇の爭議記事。内容は極く簡單であるが、日本側の史料の裏附をとるために貴重な史料である。『時報』には二篇しか爭議記事は掲載されていない。(3)『東京朝日新聞』。日本の各紙の中で最も多く(七〇篇)の爭議記事を掲載してお

り、それはほとんど青島特派員によるものであった。同紙の報道姿勢は二五年四月二十九日の社説「青島罷業の一考察」に見られるように民族蔑視的な在華紡の勞務管理に批判的で、爭議記事は事實關係が中心である。(4)在青島日本總領事館「四方紡績罷業顛末」一九二五年九月(外務省史料「支那暴動一件北支那ノ部」所收、史料番號MT五三二一五五一)。日本及び中國當局の命令書や訓令、工會の要求書や宣傳文書等々がすべて網羅的に收録されている。(5)在上海商務書記官「青島ニ於ケル華人労働者待遇狀態」一九二五年十月(外務省史料「在支内外經營工場ニ於ケル労働者待遇關係雜件」所收、史料番號三七二一〇)。爭議原因を究明するために青島在華紡労働者の狀態を調査したものであり、同労働者の狀態を詳細に知ることのできる史料である。

(3) 拙稿「日本紡績資本の中國進出と『在華紡』における労働爭議」(『世界史における地域と民衆——一九八〇年度歴史學研究大會報告——』青木書店、一九八〇年)はこうした視角から一九二五年上海の在華紡爭議を分析したものである。参照せられたい。

(4) 一九二五年當時の中國共產黨の革命戰略を實踐の場において検討する必要があることは、江田憲治「上海五・三〇運動と労働運動」(『東洋史研究』第四〇卷第二號、一九八一年)が指摘するとおりである。

(5) 「青島における邦人紡績業」在華日本紡績同業會青島支部、發行年不明、二二三頁。

(6) 日本紡績資本が青島に進出した背景については、高村直助

『近代日本綿業と中國』（東京大學出版會、一九八二年）第四章が詳しい。

(7) 佐々木藤一「青島紡績業に就きて」（神戸高等商業學校『大正一三年夏期海外旅行調査報告』一九二五年、二五六～二五七頁）。

(8) 浦野重雄「青島に於ける紡績業」（神戸高等商業學校『大正一四年夏期海外旅行調査報告』一九二六年、一三一頁）。

(9) 『青島新報』一九二五年八月三一日附。

(10) 同右。

(11) 一九二四年の各社の配當率は、鐘紡四三％、内外綿三〇％、大日本紡二〇％、日清紡一六％、富士紡一二％である。鐘紡の經營が著しく安定していたのは、鐘紡青島工場は三二番手綿糸のみ獨占生産し、一〇・一六・二〇番手綿糸を生産する他社とは競合關係になかったことに一因があると推定される。吉岡篤三「青島に於ける邦人紡績業」（神戸商大商業研究所『昭和四年夏期海外旅行調査報告』一九三〇年、一五五頁）。

(12) 前掲「青島に於ける紡績業」一三八頁。

(13) 前掲「青島ニ於ケル華人勞働者待遇状態」四四頁。

(14) 同右、五六頁。

(15) 同右、四四～四八頁。

(16) 同右、三一九頁。

(17) 同右、七三頁。

(18) 同右、二七八～二七九頁。

(19) 同右、一〇一～一〇二頁。山崎良吉「支那紡績業の現状と其將來」（『大日本紡績聯合會月報』第三八九號、一九二五年一

月）の指摘によると青島四方の紡績勞働者は「多くは附近の住民なるを以て八割内外は通勤者にして寄宿者は僅に二割内外なり」という。

(20) 『邦人紡績罷業事件と五卅事件及各地の動搖』上海日本商業會議所、一九二五年、一五二頁。本書は以下「五卅事件」と略稱する。

(21) 拙稿「中國近代産業勞働者の状態」（『講座中國近現代史』第五卷、東京大學出版會、一九七八年）二〇四頁を参照されたい。

(22) 前掲「青島ニ於ケル華人勞働者待遇状態」一二一～一二九頁。

(23) 中村隆英「五・三〇事件と在華紡」（『近代中國研究』第六輯、一九六四年、一一二頁）を参照されたい。

(24) 前掲「青島ニ於ケル華人勞働者待遇状態」一二四頁、一三六頁、一四七頁。また宇高等「支那勞働問題」（大阪屋書店、一九二五年）一〇二頁と前掲「中國近代産業勞働者の状態」一九八～一九九頁を参照されたい。

(25) 前掲「四方紡績罷業顛末」七四八～七四九頁。

(26) 『東京朝日新聞』一九二五年五月三日附。以下、『東京朝日新聞』・『申報』・『時報』はすべて一九二五年。

(27) 前掲「青島ニ於ケル華人勞働者待遇状態」七七～七九頁。

(28) 同右、九五頁。

(29) 勞働者の不満の聲については、「青島大康紗廠全體工人泣告書」（『嚮導週報』第一一二號、一九二五年四月）を参照のこと。

- (30) 青島日本總領事館から外務省にあてた四月八日發「東方通信」に次のようにある。「上海紡績罷業で味をしめた共產黨員四名が密に來青し各工場を煽動せんとしつつありとの風説に脅され各工場共警戒中である」(外務省史料「中國ニ於ケル勞働爭議關係雜件青島ノ部」所收、史料番號S九四四〇—四)。
- (31) 前掲「四方紡績罷業顛末」五六七～五六八頁。『申報』四月十五日附。
- (32) 前掲「四方紡績罷業顛末」五六九頁。
- (33) 『東京朝日新聞』四月二日附。『申報』四月二日附。
- (34) 前掲「四方紡績罷業顛末」六一一～六一二頁。
- (35) 同右、六一三頁。『東京朝日新聞』四月二日附。
- (36) 『五卅事件』一五五～一五六頁。
- (37) 前掲「四方紡績罷業顛末」六一七～六一八頁。『東京朝日新聞』四月二日附。
- (38) 碩甫「青島日本紗廠工潮之擴大」(『嚮導週報』第一一五號、一九二五年五月)。『東京朝日新聞』四月二日附。
- (39) 在青島日本總領事館「青島紡績罷業顛末」一九二五年四月、一八頁(前掲「中國ニ於ケル勞働爭議關係雜件青島ノ部」所收)。
- (40) 『東京朝日新聞』五月一日附。
- (41) 前掲「四方紡績罷業顛末」六三二～六三四頁。『申報』四月三〇日附。
- (42) 『東京朝日新聞』五月一日附。前掲「四方紡績罷業顛末」六三七頁。
- (43) 四月三〇日發の「東方通信」(前掲)では次のように指摘している。「四方紡績罷業工職工は既に罷工に飽き嚴重なる幹部の警戒より脱れ郷里に去る者漸く増加して來た。大日本紡では罷工職工よりの申出に依つて二十九日、三〇日の二日に互つて三月十日より四月十日迄の給料を支拂つたが……四方方面の罷業は既に峠を越したの感あり。」
- (44) 前掲「青島ニ於ケル華人勞働者待遇狀態」二九五～二九六頁。
- (45) 「第一次國內革命戰爭時期青島四方機車車輛製造廠の工運闘争」四方機廠老工人訪問記(『山東省志資料』一九六〇年三期)。在青島總領事堀内謙介「膠濟鐵路罷業終熄後の内狀に關する件」大正一四年三月一八日(前掲「中國ニ於ケル勞働爭議關係雜件青島ノ部」所收)。
- (46) 前掲「四方紡績罷業顛末」五六四～五六六頁。
- (47) 中共黨史人物研究會編『中共黨史人物傳』第二卷、陝西人民出版社、一九八一年、六二～六三頁、七五頁。四方小學校と教員については、前掲「四方紡績罷業顛末」五六九頁に詳しい。
- (48) 前掲「四方紡績罷業顛末」七四八頁。吳雨銘「青島紗廠工人罷工之始末」(『嚮導週報』第一一五號、一九二五年五月)。
- (49) 前掲『中共黨史人物傳』第二卷、七五頁。
- (50) 前掲「四方紡績罷業顛末」六〇九頁。
- (51) 前掲「青島ニ於ケル華人勞働者待遇狀態」二九一頁。
- (52) 前掲「四方紡績罷業顛末」五六九～五七〇頁。
- (53) 前掲「青島紗廠工人罷工之始末」。捐款分配委員會に鐵道勞働者がいるのは、外部からの寄附金はすべて膠濟鐵路工會で集めて三社の工會に分配した關係による。

64 前掲「四方紡績罷業顛末」六〇三～六〇六頁。『申報』四月二二日附には大日本紡績労働者は會社に二一箇條の要求を提出したとあるが、これは工會からの正式な要求ではなく宣傳活動のためのものである。

65 前掲「四方紡績罷業顛末」六二二～六二三頁。

66 『東京朝日新聞』五月一日附。

67 『青島支那人罷業真相』二四頁（山口縣文書館所藏の田中義一文書中のひとつ、田中文書番號二〇〇）。同書が鈴江言一の筆になるものであることは、拙稿「鈴江言一の青島『在華紡』爭議視察報告」（『中國労働運動史研究』第十一號、一九八二年十二月）を参照されたい。

68 『申報』五月三日附。前掲「四方紡績罷業顛末」六四〇～六四一頁。

69 前掲「四方紡績罷業顛末」六四一～六四七頁。前掲『五卅事件』一五一～一五三頁。

69 五月三日以降の勞使調停活動については、前掲「四方紡績罷業顛末」六四八～六五四頁と『申報』五月七・八・一日附を参照。

解雇労働者五一名に對し會社側は一人當り三箇月分賃銀五〇元を與えようとしたが、労働者は九箇月分の賃金を要求し、調停に當たった青島商務總會が残りの六箇月分を出すことになった（『申報』五月一三日附）。

69 『民國日報』五月一六日附（上海社會科學院歷史研究所編『五卅運動史料』第一卷、上海人民出版社、一九八一年所收）。前掲「青島紗廠工人罷工之始末」。前掲「四方紡績罷業顛末」

六五四～六五六頁。

69 前掲「四方紡績罷業顛末」六六六頁。

69 『東京朝日新聞』五月一日附。

64 『東京朝日新聞』五月二二日附。

69 ヴェ・イ・グルーニン「コミンテルンと中國における共產主義運動の生成（一九二〇—一九二七年）」（國際労働運動研究所編・國際關係研究所譯『コミンテルンと東方』協同産業株式会社、一九七一年、二三〇～二三五頁）を参照されたい。

69 其類「青島日本紗廠工人的奮闘」（『嚮導週報』第一一三號、一九二五年五月）。

67 鈴江言一のインタビューに對する爭議労働者の回答を参照されたい（前掲『青島支那人罷業真相』一七頁）。

69 前掲「四方紡績罷業顛末」六五九～六六一頁。

69 前掲「五卅運動在山東青島地區的爆發及其歷史經驗」を参照されたい。

70 前掲『中共黨史人物傳』第二卷、七九頁。この原史料は「青島地下黨的闘争概況」（『山東省黨史資料』第二期）であるが未見。

71 前掲『中共黨史人物傳』第二卷、七四～八〇頁。

72 前掲「青島ニ於ケル華人労働者待遇狀態」三〇三～三〇四頁。

73 前掲「四方紡績罷業顛末」六六四～六六五頁、工會の要求については七一六～七一七頁。『申報』五月一五日附もこの勞使紛争を報告しているが事實關係については信憑性に缺ける。

74 『東京朝日新聞』五月一七日附。前掲「四方紡績罷業顛末」

六六六頁。

(76) 前掲『四方紡績罷業顛末』六六九頁。五月一日、日清紡において作業能率は平常の半分になり、機械三〇臺が破壊されたという(『東京朝日新聞』五月二〇日附)。

(77) 前掲『四方紡績罷業顛末』六六六～六七七頁。工會の發した辭令の一例を掲げる。「第六廠乙班精紡第二三班長現下解雇三班代替班長四六九號李正學代表大象許可並第二班代替班長三六八號劉世全二位領事代替陸先五月一五日」。

(78) 『内外綿罷工事情』内外綿株式會社、一九二五年、二八頁(前掲『支那暴動一件北支那ノ部』所收)。

(79) 『東京朝日新聞』四月二二日附。

(79) 『東京朝日新聞』四月二八日附。鈴江言一は、「罷業に對する日本當局の態度は比較的立派であつた」(前掲『青島支那人罷業真相』三一頁)と評している。

(80) 青島の日本當局は次のように指摘する。「陳警察廳長の態度を見ると、罷業者は中國人でありその相手は日本人なので自然と罷業者側を庇護する傾向あるを免れず。警察廳長の罷業團に對して採れる手段は徹頭徹尾懷柔策であつた」(前掲『四方紡績罷業顛末』七三八頁)。

(81) 同右、六四八頁。

(82) 同右、六七一～六七二頁。

(83) 労働者彈壓の經過については「青島屠殺之經過」(『嚮導週報』第一二〇號・第一二二號、一九二五年七月)に詳しいが、武力彈壓をまねいた工會側の動きについては殆ど言及されていない。

(84) 『時報』五月二九日附。『東京朝日新聞』五月二七日・二八日附。

(85) 前掲『四方紡績罷業顛末』六八二～六八三頁。

(86) 同右、六八四～六八五頁。

(87) 前掲『内外綿罷工事情』三三頁及び前掲『青島ニ於ケル華人労働者待遇狀態』三一〇頁。

(88) 前掲『四方紡績罷業顛末』七四九頁。

(89) 前掲『五卅事件』一八三～一八四頁。

(90) 『申報』五月二九日附。『東京朝日新聞』五月二九日附。

(91) 前掲『四方紡績罷業顛末』六九一頁。

(92) 同右、六九一～六九三頁。

(93) 『東京朝日新聞』五月三〇日附。『五卅事件』一八五～一八六頁。

(94) 『申報』七月二五日附。『東京朝日新聞』七月二四日・二五日附。この際、張宗昌は青島民報編集長胡信之、京漢鐵路代表王復を共產主義者として逮捕し死刑にした。

(95) 一九二五年の上海在華紡爭議については前掲『日本紡績資本の中國進出と『在華紡』における労働爭議』を参照されたい。

(96) 前掲『青島支那人罷業真相』二二三頁。

(97) 會社別平均賃銀

會社	性別	
	男	女
内外綿	38仙／1日	26仙／1日
大日本紡	32	20

(『大正一四年夏期海外旅行調査報告』神戸高等商業學校、一三

長 崎 紡	富 士 紡	鐘 紡	日 清 紡
40 ゝ 15	26	40 ゝ 26	38
20 ゝ 11	20	23 ゝ 18	—

八頁。

それは大康紗廠工會役員の構成者や第一次争議で解雇された労働者の全てが役附職工であったことから明らかであろう。

『東京朝日新聞』五月二十九日附。

established, differing in character from other districts and prefectures only in the narrow areas that encompassed the capital. These regions may be termed the capital area of the Silla state.

The capital area of the Silla state was composed of two districts, one prefecture, and six military areas 停 neighboring the capital. Although the attempt to change to the capital area system had begun around the middle of the 8th century, the system was not fixed until the period from later 8th century to early 9th century. The capital area constituted the residential areas of the Silla aristocratic bureaucracy. But, at the same time, it was also a military region that protected the capital. Thus, the systematic establishment of the capital area represents an effort to secure a base for the government. Moreover, the capital area was modeled upon the Tang 唐 system. The capital area of the Silla state is the beginning of a Chinese-like capital area and represents the original form of the Koryo period capital area.

THE BEGINNINGS OF LABOR MOVEMENTS AT QINGDAO 青島: THE 1925 DISPUTES AT THE JAPANESE-OWNED SPINNING MILLS AT QINGDAO

TAKATSUNA Hirofumi

The 1925 disputes that occurred at the Japanese-owned spinning mills in Qingdao, Shandong 山東 province have been noted as the beginning of the May Thirtieth movement. But this movement has been generally regarded only as nationalistic movement against the Japanese imperialism. The significance of the movement as a labor dispute has been completely ignored.

This treatise will describe the history of the disputes at the Japanese spinning mills in Qingdao until the disastrous defeat on May 29th by the military clique of Fengtian 奉天. In addition, I shall also try to clarify both the nature of the dispute and the subjective and objective conditions that provided it.

The results of my analysis of the disputes are as follows.

(1) The disputes may be divided into two stages. The first stage began on April 19th when the strike occurred and ended on May 10th when the laborers had obtained a certain victory. After May 11th, the disputes between the employers and the laborers began again. Soldiers were summoned to suppress the unrest until May 29th. The nature of the struggle and the form it took in these two stages differed completely.

(2) The factory workers who had responsible positions assumed leadership in the disputes.

(3) The disputes were essentially an economic struggle. Their potential was too limited to develop into or change into a nationalistic and anti-imperialist movement.

THE METHODS OF DISCIPLINE IN THE NAQSHBANDI ORDER

KAWAMOTO Masatomo

Heretofore, not many scholars have researched the position of the Sufi Orders in the history of Islam. Even basic aspects of the orders, such as the kind of goals they pursued and the kind of methods of discipline they practiced have not yet been clarified.

This treatise will explain the contents of the methods of discipline practiced by the large and prominent Islamic order, the Naqshbandi Order, during its early period. I shall try to indicate several characteristics of the order that caused its development into such a great order. The characteristics of the order's methods of discipline that have already been clarified are (1) regard for the *sunna* and the *sharia*, (2) esteem held for the participation of lay members by attaching importance to the internal asceticism, to which I want to add (3) importance attached to the *suhbat* (intimate conversations) held between disciples and the *shaykh*. This emphasis on the *suhbat* indicates a turn away from the secret and closed nature of the former orders, and made effective the two former characteristics in expansion and development of the Naqshbandi Order in the contemporary Islamic society.